

## 第五次環境総合計画（素案）

## はじめに

## 第1章 計画の基本的事項

- 1 計画改定の背景
- 2 計画の性格と役割・関連計画との関係
- 3 計画の対象・期間

## 第2章 環境政策を進めるビジョン

## 1 滋賀県の環境をめぐる現状認識

- (1) 社会、経済の状況
- (2) 環境の状況（第四次計画の点検・評価）
- (3) 環境保全にかかる新たな考え方
- (4) 将来の環境に影響を与える要素と2030年の環境の見通し

## 2 目指す将来の姿・目標

- (1) 目指す将来の姿・目標
- (2) 施策展開の4つの視点
  - ① 二つの循環
  - ② 三つの共生
  - ③ 「守る」「活かす」「支える」
  - ④ 協働

## 第3章 施策の方向性

## 1 琵琶湖をはじめとする環境の保全再生と自然の恵みの活用

- 1-1 琵琶湖の保全再生・活用
- 1-2 生物多様性・森林づくり

## 2 気候変動への対応・環境負荷の低減

- 2-1 気候変動
- 2-2 環境リスク
- 2-3 循環型社会

## 3 持続可能性を支える社会づくり、人育て

- 3-1 環境学習
- 3-2 環境とのつながり・関わり
- 3-3 環境インフラ

1	3-4 調査研究・技術開発
2	
3	4 国際的な協調と協力
4	
5	第4章 計画の円滑な推進
6	1 各主体の役割・連携
7	(1) 県民の役割
8	(2) 各種団体の役割
9	(3) 事業者の役割
10	(4) 県の役割
11	
12	2 関係諸計画への反映
13	
14	3 計画の進捗状況の点検および見直し
15	(1) 基本的な考え方
16	(2) 分野別計画に基づく進捗状況の点検
17	(3) その他

## 1 はじめに

2

- 3 ○ 琵琶湖は我が国最大の湖であり、約 400 万年の悠久の歴史を持つ世界有数の古代湖で  
4 ある。森・川・里・湖へと連なる流域に形成される生態系のシステムは、豊かな自然の  
5 恵みを生み出し、人々に与え続けてきた。
- 6 ○ 人々は、環境の持続可能性の中で自然の恵みを活用する知恵を体得し、暮らしをつな  
7 いできた。滋賀は、琵琶湖を中央に抱き、環境への大きな負荷や生物の搾取が健全な循  
8 環を阻害し、恵みに影響を与えることが実感できる世界でも稀有な場所なのである。
- 9 ○ 県では、平成 9 年に策定した環境基本条例において、物質の循環の重要性、資源の有  
10 限性を認識しながら、環境がもつ復元能力の下に持続的な発展を図っていかなければな  
11 らず、生態系の多様性を積極的に確保し、次の世代に引き継いでいく強い意志と行動が  
12 必要であることを示した。
- 13 ○ また、1970 年代後半の石けん運動に代表される県民による主体的な環境保全の活動を  
14 礎として築かれた「環境自治」をさらに推し進め、「環境優先の理念」の下に取組を展開  
15 する決意を示してきた。
- 16 ○ こうした理念は、近年の持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定、琵琶湖の保全再  
17 生施策に関する計画、環境基本計画などに示された、「環境」は持続可能な「社会」「経  
18 済」の基盤であり、あらゆる課題を全員参加型のパートナーシップによって解決してい  
19 こうとする新たな考え方を先取りする理念でもあった。
- 20 ○ 第五次となる環境総合計画では、滋賀の風土に根ざして進めてきたこれまでの取組の  
21 積み重ねの上に、環境保全に係る新たな考え方を踏まえ、本県における環境の保全に関  
22 する施策の方向性を示す。

# 1 第1章 計画の基本的事項

## 3 1 計画改定の背景

- 4 ○ 滋賀県では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県
- 5 環境基本条例第12条に基づき「滋賀県環境総合計画」を策定することとしている。
- 6 ○ この条例に基づく計画は、平成9年(1997年)9月に策定した後、平成16年(2004
- 7 年)3月に「新滋賀県環境総合計画」として、平成21年(2009年)12月には「第
- 8 三次滋賀県環境総合計画」として、平成26年(2014年)10月には「第四次滋賀県
- 9 環境総合計画」(以下「第四次計画」という。)として、それぞれ改定を行った。
- 10 ○ 第四次計画は、目指すべき将来像を、「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む
- 11 社会の実現 ～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造
- 12 ～」とし、平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)まで5年間に講
- 13 じるべき施策の基本方向を示しており、平成30年度(2018年度)末で計画期間が終
- 14 了する。
- 15 ○ 第四次計画策定後には、
- 16 「持続可能な開発目標(SDGs)」(平成27年9月)
- 17 「パリ協定」(平成27年12月)
- 18 「琵琶湖の保全再生施策に関する計画」(平成29年3月)
- 19 「第五次環境基本計画」(平成30年4月17日閣議決定)
- 20 などにおいて、環境に関する新たな考え方が示されている。
- 21 ○ 滋賀県基本構想(以下、「基本構想」という。)においても、持続可能な開発目標(S
- 22 DGs)(以下、「SDGs」という。)の視点を活用することとしている
- 23 ○ このような新たな考え方、第四次計画の点検・評価を踏まえた上で、社会・経済な
- 24 どの様々な情勢の変化に対応し、環境を基盤とした持続可能な社会の実現に向け、今
- 25 後の滋賀県の環境施策の実効性を高めるため、「第五次滋賀県環境総合計画」(以下「本
- 26 計画」という。)として改定を行うものである。

## 27 2 計画の性格と役割・関連計画との関係

- 29 ○ 本計画は、滋賀県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的・計画
- 30 的に推進するための環境行政の基本計画である。
- 31 ○ 長期的な目標、施策の方向、行動視点など、あらゆる主体が環境保全行動を起こす
- 32 際の基本的方向性を示す。
- 33 ○ また、基本構想の部門別計画として、他の部門別計画との間で、相互に考え方を整
- 34 合させることに努めるとともに、湖沼水質保全計画や廃棄物処理計画等環境の分野別
- 35 計画(以下、「分野別計画」という。)に基本的方向性を示す。
- 36 ○ 分野別計画は、本計画の基本的方向性を取り込み、分野間の連携を図り、課題の解

1 決に向けた具体的な施策を進める役割を担う。

2

### 3 3 計画の対象・期間

4 ○ 対象は、自然環境、生活環境、文化的環境（歴史的環境および景観）および地球環  
5 境（以下、「環境」という。）とする。

6 ○ 本計画は、持続可能な経済社会活動の基盤となる環境の保全に関する施策を総合的  
7 かつ計画的に推進するための計画である。

8 ○ 計画の期間は、2019年度から2030年度までの12年間とする。

9 ○ これは、分野別計画においても施策が総合的に進められつつあるが、概ね5年の計  
10 画期間であり、環境総合計画には、より長期的な視点から、目標と施策の方向性を示  
11 すことが求められていること、2030年はSDGsの目標年次であり、基本構想にお  
12 いても、目標年次とされていることから、これらと整合させるものである。

13 ○ なお、計画期間が長期となることから、必要に応じて見直し等を行う。

## 1 第2章 環境政策を進めるビジョン

### 3 1 滋賀県の環境を取り巻く現状認識

- 4 ○ 滋賀県の環境を取り巻く現状は刻々と変化している。
- 5 ○ ここでは、環境に影響を与える社会、経済の状況を概観するとともに、第四次計画
- 6 の点検・評価の結果、将来の環境に与えると考えられる要素、近年の環境保全の新た
- 7 な考え方・施策を明らかにし、目標年次である2030年の滋賀の環境の見通しについ
- 8 て示す。

#### 10 (1) 社会、経済の状況

- 11 ・ 県人口は今後、徐々に減少し、少子高齢化が進むと推測されている。
- 12 ・ 地域ごとに見ると、大津地域は2020年頃まで、南部地域では2035年頃まで増加
- 13 すると予測される一方、それ以外の地域では既に人口減少に転じており、都市部と
- 14 中山間地域で人口動向は二分化する傾向が見られる。
- 15 ・ このことにより、地域コミュニティの弱体化、経済活力の低下、労働力不足、社
- 16 会資本の維持や県土の保全などへの影響が懸念される。
- 17 ・ 滋賀県のボランティア活動への参加率は、全国状況よりも高く、この状況は高齢
- 18 者においても同じである。学生やNPOなど若い世代の地域社会への多様な参画が
- 19 見られ始めている。
- 20 ・ 土地利用の状況は、平成17年から平成26年の土地利用の推移をみると、農用地
- 21 は他への転用により18km<sup>2</sup>減少している。
- 22 ・ 一方、宅地および道路については、都市化の進展に伴い、宅地が14km<sup>2</sup>、道路が
- 23 11km<sup>2</sup>増加している。
- 24 ・ 県内総生産は、産業ごとの割合で見ると、第三次産業が増加傾向であるのに対し、
- 25 第二次産業は減少傾向にある。
- 26 ・ 日本の環境産業の市場規模は、世界的な金融危機の影響による景気減速が発生し
- 27 た2009年を除き、増加傾向が続いている。
- 28 ・ SDGsやパリ協定等の国際的に合意された枠組みは経済社会活動の方向性、市
- 29 場競争のルールまでも変える可能性を有しており、既に金融などで大きな変化が見
- 30 られている。投資家の間では、環境、社会、企業統治に配慮している企業を重視す
- 31 るESG投資への関心が高まりを見せている。
- 32 ・ 第4次産業革命と呼ばれる人工知能(AI)、モノのインターネット化(IOT)
- 33 等の技術革新の進展が見られている。こうした技術は、今後私たちの暮らしだけで
- 34 なく、環境保全の分野にも大きな影響を与えることが予想される。

1 (2) 環境の状況（第四次計画の点検・評価）

2 ○基本目標Ⅰ 環境の未来を拓く『人』・『地域』の創造

3 (環境学習)

- 4 ・ 持続可能な社会を築くためには、環境学習によって県民が高い環境保全意識を養  
5 い、主体的に行動を起こしていくことが必要であるとの認識のもと、環境学習に取り  
6 組める場や機会の提供などの環境学習関連事業、滋賀の豊かな地域資源を活用し  
7 た環境学習や環境教育、それらの活動支援を行っている。
- 8 ・ 「人育て」と「社会づくり」の双方がかみ合った歯車のように連動して進むギア  
9 モデルの視点から環境学習の推進状況を分析すると、平成 28 年度に実施した環境  
10 学習関連事業調査の結果では、「気づき」「学び」「考える」を意識した事業の割合  
11 は半数を超えており、「人育て」のギアは回っていると判断される。
- 12 ・ しかし、「行動する」「つながる」「解決する」を意識した事業の割合は半数以下  
13 だった。
- 14 ・ 今後は、持続可能な社会づくりに向けて、「人育て」のギアの「行動する」から、  
15 「社会づくり」のギアの双方が回ることを意識した事業の推進を図っていく必要が  
16 ある。
- 17 ・ 具体的には、県内各地で様々な主体により展開されている多様な環境学習活動を  
18 更に進展させ、より多くの人々の学びへとつなげるため、環境学習を進めるリーダ  
19 ーの育成や学習プログラムの整備、環境学習の場づくりや機会づくり等に引き続き  
20 取り組む必要がある。

21  
22 (ライフスタイル、ビジネススタイル)

- 23 ・ 環境学習の取組は、エネルギー使用量の削減やごみの減量といった環境配慮行動  
24 に繋がっていると考えられ、県内での高いマイバッグ持参率に見られるように、県  
25 民や事業者による環境保全の取組が広がりを見せている。
- 26 ・ 「びわ湖環境ビジネスメッセ」の隆盛に見られる環境産業の振興や、環境こだわり  
27 農業の取組拡大により、経済活動における環境負荷の低減も進んでいる。
- 28 ・ 研究成果を活用、実用化し、水環境ビジネスの視点から、水草の大量繁茂や在来  
29 魚介類の減少といった琵琶湖の新たな課題への対応が期待されている。
- 30 ・ 今後は、県民や事業者に環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルが定  
31 着するよう、さらに多くの人に様々な環境配慮行動への取組を促していく必要があ  
32 る。
- 33 ・ また、社会経済活動における環境負荷が低減されるよう、環境産業の振興や関連  
34 技術の開発、実用化など、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる  
35 観点からのイノベーションを創出していくことが必要である。

36

1 ○基本目標Ⅱ 琵琶湖環境の再生と継承

2 (琵琶湖保全再生)

- 3 ・ 琵琶湖や流入河川の水質には改善傾向が見られる一方で、在来魚介類の減少や水  
4 草の大量繁茂、外来生物の侵入・定着といった琵琶湖流域の生態系に関する課題が  
5 生じている。
- 6 ・ 第一次産業の従事者数は減少傾向にあり、自然と関わり生産を共にする暮らし  
7 りが少なくなりつつある。
- 8 ・ 琵琶湖は「生態系のバランスが崩れてきた」状態にある。
- 9 ・ 琵琶湖流域における生態系の課題や生物多様性の衰退、森林の健全性の阻害とい  
10 った問題は、様々な要因が複雑に絡み合っているという課題の特性を踏まえ、総合  
11 的な視野に基づく取組をより一層進めていく必要がある。

12  
13 (生物多様性)

- 14 ・ 私たちの周辺の自然環境においては、開発だけでなく、逆に人の手が入らなくな  
15 ったことによる生物の生息・生育環境の劣化や消失、ニホンジカやカワウ等の生息  
16 数の増加・生息域の拡大による生態系バランスの崩れや森林の植生被害等が生じて  
17 いる。
- 18 ・ また、外来種を含む野生生物の増えすぎによる生態系や農林水産業、生活環境等  
19 への被害が懸念される。
- 20 ・ 暮らしと琵琶湖や里山、森林など、自然との関わりが希薄になってきたことに伴  
21 って、里山や内湖に代表される二次的自然の荒廃、多面的機能の低下が進み、外来  
22 種を含む野生生物の増えすぎ等身近な環境の変化にも気づきにくくなっていると  
23 考えられる。
- 24 ・ このことから、暮らしや産業活動における自然とのつながりの再生に引き続き取  
25 り組み、身近な環境への保全意識を高めていく必要がある。

26  
27 ○基本目標Ⅲ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

28 (低炭素社会)

- 29 ・ 本県の温室効果ガスの総排出量は、家庭部門や業務部門からの排出量の増加にと  
30 もない、平成2年度（1990年度）と比較して増加している。また、総排出量の約  
31 半分を産業部門からの排出が占めている。
- 32 ・ 低炭素社会の実現に向けて、家庭部門や業務部門を中心とした、より一層の温室  
33 効果ガスの排出抑制を行う必要がある。
- 34 ・ また、気候変動によって今後起こりうる自然環境や社会経済活動へのリスクに対  
35 応するため、平成30年6月に気候変動適応法が成立した。本県においても「適応策」  
36 の取組を充実させていく必要がある。



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36

(環境リスク)

- ・ 環境リスクは、環境汚染物質の排出源対策等により排出量が抑制されてきており、概ね私たちの生活に支障がない状態で管理がなされていると考えられる。
- ・ 一方で、微量化学物質による健康影響など環境リスクに対する関心や、安全・安心な生活環境に対する県民のニーズは高まりつつある。
- ・ 現在の状態を維持するとともに、さらなる環境リスクの低減を図っていくことが必要である。また、県民の環境リスクに対する関心を充足し、安心できる社会づくりを一層進める必要がある。

(循環型社会)

- ・ 家庭や企業における取組により、一般廃棄物の排出量は概ね減少している。一方で、産業廃棄物の排出量は横ばいとなっている。
- ・ さらなる廃棄物の減量と温室効果ガスの削減も含めた環境負荷の低減に向けて、発生抑制や再使用に重点を置いた2Rの推進を図るとともに、環境負荷や生活環境への影響等を最小化するため廃棄物の適正処理を引き続き徹底する必要がある。

○環境課題に対応する横断的仕組みづくり

(環境学習等推進協議会)

- ・ 県民を挙げて環境学習推進計画の推進に取り組んでいけるよう、住民参加型の計画策定と進行管理の手法等について検討する協議会として、行政、県民、民間団体、学識経験者等から構成する「滋賀県環境学習等推進協議会」(以下、「協議会」という。)を平成26年に設置した。
- ・ 協議会では、環境学習による人材育成を、持続可能な社会づくりにつなげていくことを目的とする、「第三次滋賀県環境学習推進計画」(平成28年3月)の策定の議論に参画した。
- ・ また、環境学習推進計画の進行管理の手法について議論をいただき、環境学習が「人育て」と「社会づくり」それぞれのギアにどのような効果をもたらしているのかについて、評価を行った。
- ・ 今後も協議会からの助言をいただきながら環境学習の推進を図っていく。

(琵琶湖環境研究推進機構)

- ・ 琵琶湖および滋賀県が抱える環境の課題把握から、調査研究の実施、研究成果を踏まえた対策の立案を横断的に行う仕組みとして、行政部局と試験研究機関により平成26年に琵琶湖環境研究推進機構(以下、「機構」という。)を創設した。
- ・ 機構では、連携研究のテーマとして、琵琶湖に生じる様々な事象と関連があり、

1 喫緊の課題である「在来魚介類のにぎわい復活」を位置づけ、「つながり」に着目  
2 した研究に取り組んできた。

- 3 ・ 平成 26 年度から 28 年度にかけて実施した研究では、「生息環境」と「餌環境」  
4 のつながりに着目して現況評価や生物生息に望ましい条件を把握するなど、施策を  
5 検討する上で必要となる基礎的な研究の成果を得ることができた。
- 6 ・ 平成 29 年度以降、「生息環境」では、「沿岸環境」、「流域環境」に着目し、実証  
7 的な調査研究を推進している。
- 8 ・ 「餌環境」では、栄養塩から植物プランクトン、動物プランクトン、魚介類の生  
9 食食物連鎖だけではなく、細菌類等が関係する流れも重要であることがわかってき  
10 たため、水質からプランクトン、細菌類等の間を、有機物や窒素、リンなどが健全  
11 に循環しているかという物質循環の視点で検証する研究に発展的に取り組んでい  
12 る。

### 13 14 (3) 環境保全にかかる新たな考え方

- 15 ・ このように、現在の環境は、かつての公害の時代のように、社会や経済から生じ  
16 る大きな環境負荷がその状態を決定している状況から変化し、環境に影響を与える  
17 要因が複雑化・多様化してきている。
- 18 ・ 例えば、琵琶湖とその集水域をはじめとする滋賀の環境（以下、「琵琶湖環境」  
19 という。）では、環境への負荷が削減されてきており、琵琶湖の水質をはじめ、環  
20 境の状態を示す指標に改善が見られていれるにも関わらず、在来魚介類の減少、水  
21 草の大量繁茂、森林の荒廃などが顕在化している。
- 22 ・ これらは、地域資源の経済的な価値が低下するとともに、第一次産業の従事者が  
23 減少し、社会の中で自然の恵みが十分に活用されなくなったことによって、森・川・  
24 里・湖のつながりの中で、炭素や窒素などの元素レベルから様々な生きものに至る、  
25 あらゆる物質が環境中を澱みなく流れ、利用され、めぐり続ける、健全な循環が滞  
26 った結果と捉えることができる。
- 27 ・ すなわち、現在の環境に係る課題を解決するためには、大気汚染や水質汚濁等の  
28 環境への負荷の削減のみならず、地域における、環境を基盤とした社会経済の中で、  
29 自然と人とが共生し、「環境」「社会」「経済」の統合的向上に向けた健全な循環を  
30 実現する視点が必要なことが示されてきている。
- 31 ・ 環境が持続可能な社会・経済の基盤であるという考え方は、SDGs のゴール間  
32 の関係性にも現れている。国の環境基本計画でも、「地域ごとに異なる資源が循環  
33 する自立・分散型の社会を形成しつつ」「地域資源を補完し支え合いながら農山漁  
34 村も都市も活かす「地域循環共生圏」を創造していくことを目指す」ことが示され  
35 ている。
- 36 ・ また、平成 29 年に県が策定した琵琶湖保全再生計画においては、琵琶湖を守る

1 ことと活かすことの好循環のさらなる推進が必要としており、今後の環境保全施策  
2 を進める際には、「守る」取組により、琵琶湖をはじめとする地域資源の価値や魅  
3 力を高め、地域の恵みを「活かす」ことで、社会、経済の活性化を図り、さらなる  
4 「守る」取組へとつながる循環を持続的に実現していくことが不可欠である。

- 5 ・ このように、環境保全にかかる新たな考え方は、世界では、SDGsやパリ協定  
6 において、国では、環境基本計画において示されている。
- 7 ・ 県においても、琵琶湖保全再生計画のほか、琵琶湖総合保全整備計画（マザーレ  
8 イク 21 計画）や生物多様性しが戦略、滋賀県低炭素社会づくり推進計画など、環  
9 境に係る分野別計画においても、それぞれ取り入れられてきており、従来の環境保  
10 全にかかる施策・取組の枠を超えて、社会、経済の統合的向上を見据えた総合的な  
11 視点からの施策・取組が、あらゆる主体の協働のもとで進めてきている。

12  
13 ●参考

14 ・ 第五次環境基本計画では、「地域循環共生圏」における「循環」について、「食料、製品、循環  
15 資源、再生可能資源、人工的なストック、自然資本※のほか、炭素・窒素等の元素レベルも含め  
16 たありとあらゆる物質が、生産・流通・消費・廃棄等の経済社会活動の全段階及び自然界を通じ  
17 てめぐり続けることであり、この「循環」を適正に確保するためには、物質やエネルギー等の資  
18 源の投入を可能な限り少なくするなどの効率化を進めるとともに、多種多様で重層的な資源循環  
19 を進め、環境への負荷をできる限り低減しつつ地域経済循環を促し、地域を活性化させることを  
20 目指す。」とされている。

21 ※循環資源（家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥、プラスチック、金属等）、再生可能資源（木材、  
22 地熱・風力・水力等の再生可能エネルギー等）、人工的なストック（社会資本、建築物等）、自  
23 然資本（森林、土壌、水、大気、生物資源等）

24 ・ また、「共生」については、「人は環境の一部であり、また、人は生きものの一員であり、人・  
25 生きもの・環境が不可分に相互作用している状態であり、その認識の下、二次的自然や生きもの  
26 も含めた自然と人との共生、地域資源の供給者と需要者という観点からの人と人との共生の確保、  
27 そして人や多様な自然からなる地域についても、都市や農山漁村も含めた地域同士が交流を深め  
28 相互に支えあって共生していくことを目指す。」とされている。

29 ・ さらに、「地域循環共生圏」の創造の要諦として、「地域資源を再認識するとともに、それを活  
30 用することである。時に見過ごされがちだった各地域の足元の資源に目を向けて価値を見出して  
31 いくことが、地域における環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組の具体化の第一歩となる。」  
32 とされている。

●参考

①持続可能な開発目標（SDGs）（平成27年9月国連総会採択）

- ・ SDGsについて、第五次環境基本計画の中で以下のような特徴を持っているとされている。
- ・ 複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すこと、という特徴を持っている。
- ・ SDGsのゴール間の関連性を見ると、環境を基盤とし、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという役割をそれぞれが担っていると考えられる。
- ・ 他のゴールも考慮するなど視野を広げることにより、「どちらか」ではなく、Win-Winの発想で「どちらも」を追求することが重要である。
- ・ あらゆるステークホルダーが参画する「全員参加型」のパートナーシップの促進を宣言している。（以上、第五次環境基本計画第1部第2章3（3）「持続可能な開発目標」（SDGs）の考え方の活用より抜粋）

②パリ協定（平成27年12月COP21採択）

- ・ 世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに1.5℃に抑える努力を追及すること、適応能力を向上させること、資金の流れを低排出で気候に強靱な発展に向けた道筋に適合させること等によって、気候変動の脅威への世界的な対応を強化することを目的とする。
- ・ 衡平および各国の異なる事情に照らしたそれぞれに共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力の原則を反映するよう実施する。

③琵琶湖保全再生計画（平成29年3月策定）

- ・ 今後の環境保全には、「守る」取組により、琵琶湖をはじめとする地域資源の価値や魅力を高め、地域の恵みを「活かす」ことで、社会、経済の活性化をはかり、さらなる「守る」取組へとつながる循環を持続的に実現していくことが必要である。
- ・ 琵琶湖保全再生計画では、「琵琶湖と人との共生を基調」として琵琶湖の保全および再生を行うこととしている。
- ・ この琵琶湖保全再生計画には、「（5）農林水産業、観光、交通その他の産業の振興」として、琵琶湖の恵みを活かした地域での産業活動への取組も規定している。
- ・ この考え方が『守る』ことと『活かす』ことの好循環として、琵琶湖の保全再生に関して必要な事項として示されている。

④第五次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）

- ・ 「持続可能な社会を実現するため、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させることが必要であり、環境保全を犠牲にした経済・社会の発展も、経済・社会を犠牲にした環境保全もはや成立し得ず、これらをWin-Winの関係で発展させていくことを模索していく必要がある。」
- ・ 「自然と共生する知恵や自然観も踏まえ、情報通信技術（ICT）等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現することが重要である。」

(4) 将来の環境に影響を与える要素と2030年の環境の見通し

環境保全にかかる施策の方向性を示すに当たって、本計画の目標年次である2030年の環境の見通しを、その環境に影響を与える要素とともに、以下に示す。

① 環境の未来を拓く『人』・『地域』の創造

- ・ 2005年から2014年に世界的に展開された「国連ESD（持続可能な開発のための教育）の10年」により、本県においても社会の持続可能性についての理解が進んだ。
- ・ 環境学習の取組が進む一方、特に中山間地の人口が減少し、保全の担い手が減少する。県民の価値観の多様化が進む。IoTやAIをはじめとする技術革新が進展する。
- ・ これらにより、環境学習の取組により環境保全の意識が高まり、自ら行動する人が増加する。人口減少に伴い保全の担い手が減少する一方で、学生やNPOなど若い世代の環境保全活動への多様な参画が進む。新たな環境配慮型製品が出現し、広く普及する。
- ・ SDGsやパリ協定などの環境保全にかかる国際的な枠組みのもとでの取組が進み、ESG投資が進んだ結果、持続可能性に貢献する企業・産業が成長する。

② 琵琶湖環境の再生と継承

- ・ 産業構造が変化し、第二次産業に従事する人の割合が減少する。中山間地の人口が減少し、保全の担い手が減少する。都市に住む人の割合が増加する。中山間地等の耕作放棄が進み、農地が減少する。
- ・ 琵琶湖の利活用が進む。琵琶湖環境と人との関わりが多様化する。県民の価値観の多様化が進む。
- ・ 気候変動の影響が顕在化する。森林利用が本格化する。技術革新が進展する。
- ・ これらにより、琵琶湖への流入負荷が減少し、水質は一定改善が見込まれる。ただ

1 し、気候変動による影響が現れるおそれもある。

- 2 ・ 琵琶湖の魚介類の餌環境をはじめ、生物多様性には改善の兆候も見られる。新たな  
3 外来生物の影響の可能性もある。また、管理の行き届かない森林や農地が増加し、獣  
4 害が継続する恐れもある。

5  
6 ③ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- 7 ・ 産業構造が変化し、第二次産業に従事する人の割合が減少する。  
8 ・ 再生可能エネルギー利用が拡大する。世界的にはエネルギー需要が拡大する。I o  
9 TやA Iをはじめとする技術革新が進展する。  
10 ・ 保全の担い手が減少する。下水道や治山施設などの環境インフラが老朽化し、負担  
11 が増える。  
12 ・ これらにより、地域の温室効果ガス排出量が減少する一方で、世界的な温室効果ガ  
13 ス排出量は増加する。  
14 ・ 気候変動による影響拡大の恐れがある。  
15 ・ 化学物質等のリスクが管理された状態は継続し、一般廃棄物・産業廃棄物の減少が  
16 見込まれる。

17  
18 **2 目指す将来の姿・目標**

19 **(1) 目指す将来の姿・目標**

- 20 ○ 第四次計画の点検・評価の結果、環境保全に係る新たな考え方、2030年の環境の  
21 見通しを踏まえ、2030年の望ましい環境の状態は次のとおりである。  
22 ・ 活力ある人々の営みの中で、自然と人、人と人、地域と地域が触れあう「つながり」  
23 が回復し、そのつながりのもとで、地域資源を活用した健全な循環が成り立つ「循環  
24 共生型社会」が実現されている。  
25 ・ 琵琶湖の水質が良好に保たれていることに加え、魚介類や森林資源など琵琶湖環境  
26 からの「自然の恵み」があふれるとともに暮らしに取り込まれている。  
27 ・ 環境リスクが低減され、管理されるとともに、気候変動への影響への対応が進み「安  
28 全・安心」で、豊かさが感じられる「低炭素社会」が築かれている。  
29 ・ 様々な人々が環境について学び、環境に配慮した取組が根付き、環境保全の基盤が保  
30 たれている。  
31 ○ これらの要素を踏まえて、本計画における2030年の目指す将来の姿を「琵琶湖を  
32 とりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」とする。  
33 ○ また、そうした社会が成り立つための状態として、「環境」「社会」「経済」の統合  
34 的向上に向けた健全な循環の構築」を実現することを、本計画の目標とする。

- 1 ○ 目指す将来の姿  
 2 「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む  
 3 持続可能で活力あふれる循環共生型社会」  
 4 ○ 目標  
 5 「環境」「社会」「経済」の統合的向上に向けた健全な循環の構築  
 6  
 7 ●参考 これまでの環境総合計画の目標等

策定年	計画名	計画の将来像・長期的な目標等
平成9年 (1997年)	滋賀県環境総合計画	環境自治が築く 共生・循環のふるさと”滋賀”
平成16年 (2004年)	新滋賀県環境総合計画	あなたとつくる”環境滋賀モデル” ～琵琶湖から世界へ～
平成21年 (2009年)	第三次滋賀県環境総合計画	持続可能な滋賀社会の実現
平成26年 (2014年)	第四次滋賀県環境総合計画	「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会 の実現」～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感で きる安全・安心な環境の創造～

●参考

・環境基本条例（前文より抜粋）

環境は壊れやすく、復元するのは容易ではない。もはや環境はそこにあるもの、与えられるものでもない。私たちは、物質の循環の重要性、資源の有限性を認識しながら、環境がもつ復元能力の下に持続的な発展を図っていかなければならない。また、生態系の多様性を積極的に確保し、次の世代に引き継いでいく強い意志と行動が必要である。

私たちは、県民による主体的な環境保全の活動を礎として築かれた「環境自治」をさらに推し進め、新しい環境観に立つ「環境優先の理念」の下に、文化的環境を含めた広範な環境全体への周到な配慮と保全活動を展開することを決意し、ここに滋賀県環境基本条例を制定する。

・第五次環境基本計画より抜粋

「地域循環共生圏」における「循環」とは、食料、製品、循環資源、再生可能資源、人工的なストック、自然資本のほか、炭素・窒素等の元素レベルも含めたありとあらゆる物質が、生産・流通・消費・廃棄等の経済・社会活動の全段階及び自然界を通じて、めぐり続けること

(2) 施策展開の4つの視点

- 琵琶湖環境では、森、川、里、湖のつながりの中で人を含む様々な生きものが生息

1 し、循環のもとで一つの系（システム）を形作っている。持続可能な社会では、この  
2 系から産み出される自然の恵みが安定的かつ持続的に供給されることが求められる。

3 ○ SDGs のゴール間の関係性からも示唆されるように、持続可能な社会では、健全  
4 で恵み豊かな「環境」が基盤にあり、その上に持続可能な「経済」「社会」活動が存  
5 在しているということを念頭に置くことが必要である。

6 ○ 環境課題の要因の多くは相互に関係し、複雑化・多様化している。これらのことか  
7 ら、施策展開に当たっては、以下の4つの視点を踏まえ、従来の分野別の施策・取組  
8 を進めるとともに、異なる分野の施策間との関係性を認識し、分野をまたいだより一層  
9 の連携により、施策・取組の相乗効果を高め、「環境」「社会」「経済」の統合的向上  
10 につなげる必要がある。

#### 11 12 ① 二つの循環

13 ・ 「循環」には、製品等の生産・流通・消費・廃棄など、経済・社会活動に関わる各  
14 段階を通じた「経済・社会活動における循環」と、生物の食物連鎖や、環境中の大気  
15 や水循環などを通じた、より大きな「生態系・自然界における循環」の二つの視点  
16 がある。

17 ・ 経済・社会活動における循環の基礎となるのは、かつて里山や内湖の周辺で成り立  
18 っていた、地域社会のつながりのもとで成り立つ地域経済の仕組みの中で地域資源を  
19 活用する自立・分散型の小さな循環である。

20 ・ 同時に、近年、温暖化による気候変動などの地球規模の環境問題が顕在化している。

21 ・ 本県では、世界湖沼会議など、いち早く世界の湖沼環境保全の取組を進めてきたが、  
22 途上国の湖沼環境問題の解決のほか、滋賀ならではの環境配慮型の商品や技術などを  
23 通じて、県外・国際社会・地球環境規模の経済・社会活動における循環の健全性に貢  
24 献することの重要性が高まっている。

25 ・ 施策・取組を進める際には、こうした「経済・社会活動における循環」の取組を通  
26 じて、「生態系・自然界における循環」の健全性につなげていくという「二つの循環」  
27 の視点を念頭に置くことが必要である。

#### 28 29 ② 三つの共生

30 ・ 滋賀で暮らす人は、様々な生きものとともに琵琶湖環境という一つの系（システム）  
31 の構成員であり、健全な「循環」の実現に役割を果たす必要がある。

32 ・ 健全な循環を実現する人の関わりには、次の三つの「共生」の視点が重要である。

33 ・ 里山や内湖、農地など、自然に人が働きかけた二次的な自然の中で、暮らしと生き  
34 ものとの共生関係が成り立つ「自然と人との共生」。

35 ・ 地域の経済・社会において、琵琶湖をはじめとする自然の恵みである県産の木材や  
36 農産物、アユやセタシジミなどの在来魚介類をはじめとする様々な地域資源を供給す



1 　　る人と、それを求め・消費する人の間に成り立つ「人と人との共生」。

- 2 　　・ 例えは都市と中山間地域など、多様な人や自然、風土からなる地域同士が、それぞ  
3 　　れの地域資源の活用・保全を通して交流を深め、持続可能で相互に支え合う関係とし  
4 　　て成り立つ「地域と地域との共生」。

6 ●参考：循環と共生の事例

- 7 ・「山を活かす、山を守る、山に暮らす」都市交流モデル事業  
8 ・魚のゆりかご水田プロジェクト  
9 ・しがのふるさと支え合いプロジェクト

11  
12 ③ 「守る」「活かす」「支える」

- 13 　　・ 施策・取組の実施に当たっては、調査研究や環境学習などの環境を「支える」取組  
14 　　のもと、環境を「守る」取組により、琵琶湖をはじめとする自然の恵みである県産の  
15 　　木材や農産物、アユやセタシジミなどの在来魚介類をはじめとする様々な地域資源の  
16 　　価値や魅力を高め、それらの自然の恵みを「活かす」ことで、社会、経済の活性化を  
17 　　はかり、さらなる「守る」取組へとつながる循環を持続的に実現していく。  
18 　　・ その際には、AIやIoTなどの新しい技術や考え方も柔軟に取り入れ、地域に新  
19 　　たな価値を生み出して社会に変化をもたらすイノベーションを創出することが重要  
20 　　である。

21  
22 ④ 協働

- 23 　　・ 滋賀は琵琶湖が中心にあり、かつて石けん運動とそれに続く富栄養化防止条例の制  
24 　　定、企業・県民の努力によって栄養塩が削減され、赤潮の発生が抑えられたように、  
25 　　取組の成果が目に見えて現れる世界的にも類のない場所であり、SDGsのモデル地  
26 　　域として、経験・ノウハウを世界に発信、貢献する役割を担うと考えられる。  
27 　　・ 条例に示された「環境自治」の理念のもと、多様な主体の参画・協働が重要である。  
28 　　・ 価値観の多様化が進む中、人口減少に伴い地域における保全の担い手が減少する一  
29 　　方で、学生やNPOなど、環境意識が高く若い世代の多様な参画が期待される。  
30 　　・ 多様な主体が参画する場においては、県民が主体となり、「環境」「社会」「経済」  
31 　　の健全な循環のもとで、県が目指す将来の姿についての継続的な議論がなされるよう  
32 　　支援する。  
33 　　・ こうした場における議論を通じて、本計画で示す施策の方向性について、各主体の  
34 　　理解と合意を確保すると同時に、目標との整合について随時検証を行う。

## 1 第3章 施策の方向性

2

3 ○ 2030年の滋賀の環境を見通し、目標の実現に向け、施策展開の4つの視点を通して、環境を  
4 「守る」取組により、琵琶湖をはじめ地域資源の新たな価値や魅力を高め、自然の恵みを「活  
5 かす」ことで、社会・経済の活性化を図り、更なる「守る」取組へとつなげる。

6 ○ また、SDGsやパリ協定などの環境保全にかかる国際的な枠組みのもとでの取組が進み、  
7 滋賀ならではの環境配慮型の商品や技術などを通じて、琵琶湖環境のみならず県外・国際社会・  
8 地球環境における循環の健全性に貢献することの重要性が高まっており、第四次計画に示した  
9 基本目標を踏まえて本計画の施策の方向性の柱を次のとおりとする。

10 ・「琵琶湖をはじめとする環境の保全再生と自然の恵みの活用」

11 ・「気候変動への対応・環境負荷の低減」

12 ・「持続可能性を支える社会づくり、人育て」

13 ・「国際的な協調と協力」

14 ○ この4つの柱のもと、10の分野ごとに施策の方向性を示す。

15 ○ また、分野別計画等の代表的な指標（参考指標）を示す。

16

### 17 1 琵琶湖をはじめとする環境の保全再生と自然の恵みの活用

18 ・ 琵琶湖流域における生態系の課題や生物多様性の衰退、森林の健全性の阻害といった問題は、  
19 様々な要因が複雑に絡み合っている課題特性を踏まえ、総合的な視野に基づく取組をより一層  
20 進めていくことが必要である。

21 ・ また、暮らしと自然との関わりが薄れるとともに、私たちの環境保全意識も薄れてきている  
22 ことにより、里山や内湖などの二次的自然が荒廃しつつあると考えられることから、暮らしや  
23 産業活動における自然とのつながりの再生に引き続き取り組む必要がある。

24

#### 25 1-1 琵琶湖の保全再生・活用

##### 26 (1) 施策の方向性

27 ・ 水質保全対策を継続しながら、琵琶湖の生態系の保全・再生に関する取組を進める。

28 ・ 「魚のゆりかご」と呼ばれている南湖の自然環境等の重点的な保全・再生に取り組む。

29 ・ 在来魚介類のにぎわいの復活に向けて、「生物のつながり」の視点から、水質～プランクトン  
30 ～魚介類の関係性を、「水系のつながり」の視点から、森・川・里・湖における変化が及ぼす湖  
31 底の生息環境や河川の産卵環境への影響に関する調査研究を推進し、政策提言につなげる取組  
32 を進める。

33 ・ 湖内の生態系の形成を駆動する有機物収支の把握に関する研究を実施する。また、この研究  
34 成果を踏まえ、TOCなどの新たな指標を用いた評価や必要な対策について検討を進める。

35 ・ 農林水産業をはじめとする様々な生業が、琵琶湖環境と調和する形で活性化することを目指  
36 し、県産の農林水産物の利用促進などの各種取組を進める。

37 ・ 環境美化、ヨシ群落保全、外来動植物の駆除等のボランティア活動等を支援する仕組みづく  
38 りや環境学習等、琵琶湖流域との関わりを生み出す、様々な機会の充実を図る。

39

1 (2) 参考指標

- 2 ・ 琵琶湖と暮らしに関する状態・傾向（以下の代表的な指標による）  
3 ①湖内 ・琵琶湖の水質 ・琵琶湖の植物プランクトン ・琵琶湖漁業の漁獲量 等  
4 ②湖辺域 ・琵琶湖の水草 ・琵琶湖のヨシ ・希少野生生物種 等  
5 ③集水域・暮らし ・河川の水質 ・環境と調和した農業 ・森林の状況 等  
6

7 1-2 生物多様性・森林づくり

8 (1) 施策の方向性

- 9 ・ 野生生物の「増えすぎ」（オオバナミズキンバイ等の特定外来生物の拡大、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ等の有害鳥獣の個体数の増加）や「減りすぎ」（希少野生動植物種の生息、生育環境の保全）などの生物多様性の危機に対して、それらを食い止める取組を進める。  
10  
11  
12 ・ 侵略的外来種に対し、県民、NPO等の活動団体、事業者、市町、土地の所有者および管理者などの多様な主体による監視や防除活動を支援し、拡大の阻止と影響の低減を図る。  
13  
14 ・ 県民が生物多様性について知る、気づく、考える機会を設け、理解の促進を図る。  
15  
16 ・ 地域資源の活用、地産地消の推進、生産活動における環境への配慮に関する認証など、社会経済活動に生物多様性を組み込む取り組みを進める。  
17  
18 ・ 生物多様性を保全し、森林の多面的機能を持続的に発揮させていくために、間伐等の適切な森林整備を行い、多様な動植物が生息する豊かな森林づくりを進める。  
19  
20 ・ 県産材の安定供給体制を確立するとともに利用を推進することで、森林資源の循環を活発し活力ある林業を推進する。  
21  
22 ・ 再生可能な天然資源である木材を積極的に活用することで、地球環境の保全や森林山村の活性化につなげる。  
23  
24 ・ 森林づくりに対する森林所有者の意欲の効用を図るとともに、森林整備や木材生産の中核を担う森林組合等の組織体制の整備や林業従事者の育成・確保を図る。  
25  
26 ・ 森林づくりの重要性を理解し、行動する青少年の育成など、次代の森林を支える人づくりを進める。  
27

28 (2) 参考指標

- 29 ・ オオバナミズキンバイの生育面積  
30 ・ ニホンジカの生息数  
31 ・ 外来魚生息量  
32 ・ しが生物多様性取組認証制度の認証事業者数  
33 ・ 生物多様性に対する認知度  
34 ・ 除間伐を必要とする人工林に対する整備割合  
35 ・ 県産材の素材生産量  
36

37 2 気候変動への対応・環境負荷の低減

- 38 ・ 低炭素社会の実現のため、家庭部門や業務部門を中心とした、より一層の温室効果ガスの排出抑制を行うとともに、気候変動によって今後起こりうる自然環境や社会経済活動へのリスク  
39

- 1 に対応するため、「適応策」の取組を進める。
- 2 ・ 環境リスクについては、現在の状態を維持するとともにさらなる低減を図っていくことが重  
3 要である。また、県民の環境リスクに対する関心を充足し、安心できる社会づくりを一層進め  
4 る。
- 5 ・ 廃棄物については、さらなる減量と温室効果ガスの削減も含めた環境負荷の低減に向けて、  
6 発生抑制や再使用に重点を置いた2Rの推進を図るとともに、環境負荷や生活環境への影響等  
7 を最小化するため廃棄物の適正処理を引き続き徹底する。

8

## 9 2-1 気候変動

### 10 (1) 施策の方向性

- 11 ・ 今世紀後半において温室効果ガス的人為的排出と吸収の均衡が図られた「脱炭素社会」を目  
12 指し、2030年における低炭素社会の実現に向けて、産業、業務、家庭、運輸の各部門別のエネ  
13 ルギー起源CO<sub>2</sub>の削減対策、非エネルギー起源CO<sub>2</sub>、メタン、一酸化二窒素、代替フロン  
14 等4ガス等のその他の温室効果ガス削減対策、部門横断的削減対策の3つの削減対策と、森林  
15 吸収等の吸収源対策に取り組む。
- 16 ・ 気候変動による自然災害の増加や、農業、森林、林業、水産業等のさまざまな分野への影響  
17 に対処するため、本県における将来的な気候変化やそれによる影響を把握し、情報共有や適応  
18 策の検討を進める。
- 19 ・ 省エネ行動の実践や、省エネ性能が高い機器の使用、住宅や建物の省エネルギー性能を高め  
20 るなど、省エネルギー・節電に関する取組を進める。
- 21 ・ 太陽光、小水力、バイオマスなど再生可能エネルギーの家庭や事業所、地域等での導入に関  
22 する取組を進める。
- 23 ・ 天然ガスコージェネレーションや蓄電池の普及、地域内でエネルギーを融通するスマートコ  
24 ミュニティの構築など、エネルギーの効果的な活用に関する取組を進める。
- 25 ・ 本県に集積するエネルギー関連産業の振興や、産学官によるエネルギー関連の技術開発に関  
26 する取組を進める。

27

### 28 (2) 参考指標

- 29 ・ 温室効果ガス削減目標：23%（2013年度比2030年度）  
30 エネルギー起源CO<sub>2</sub>削減量  
31 その他の温室効果ガス排出削減量  
32 森林吸収量
- 33 ・ 電力消費量削減率
- 34 ・ 再生可能エネルギー導入量
- 35 ・ 天然ガスコージェネレーション、燃料電池導入量

36

## 37 2-2 環境リスク

### 38 (1) 施策の方向性

- 39 ・ 環境汚染物質の主な排出元である工場・事業場に対し、監視・指導を実施し、法令順守や環

1 境汚染物質の排出抑制を進めるとともに、環境リスクに対する自主管理体制の構築や環境事故  
2 防止の取組など、環境リスク低減のための取組を進める。

- 3 ・ 県民の環境リスクに対する関心を充足するとともに、安心できる社会づくりを進めるため、  
4 環境リスクに関する正確な情報をわかりやすく伝えるとともにリスクコミュニケーションを推  
5 進する。

## 7 (2) 参考指標

- 8 ・ 河川と琵琶湖の環境基準（生活環境項目）達成率
- 9 ・ 河川と琵琶湖の環境基準（健康項目）達成率
- 10 ・ 大気汚染に係る環境基準達成率
- 11 ・ 化学物質の大気および公共用水域への排出量

## 13 2-3 循環型社会

### 14 (1) 施策の方向性

- 15 ・ さらなる排出削減により、環境負荷を低減し、天然資源の消費を抑制するため、2R（リデ  
16 ュース（発生抑制）、リユース（再使用））によって発生量を減少させる取組を進める。
- 17 ・ リサイクル（再生利用）によって可能な限り利用して処分量を減少させ、焼却処理せざるを  
18 得ない廃棄物についても、温室効果ガスの削減を図るため、その処理に伴うエネルギーを有効  
19 に利用するなどの取組を進める。
- 20 ・ リサイクルの推進に向けて、事業者への啓発や資源化に係る研究開発・施設整備の促進等に  
21 取り組む。
- 22 ・ 廃棄物処理施設等の監視指導を引き続き徹底するほか、優良な処理業者の育成や電子マニフ  
23 ェストの普及など適正な処理が推進される環境づくりを進める。
- 24 ・ 気候変動に伴う自然災害の増加も念頭に置き、災害発生時においても廃棄物の収集・処分が  
25 迅速かつ円滑に行われるよう災害廃棄物の処理体制を平時から整える。
- 26 ・ 廃棄物の減量・資源化の担い手である県民、生産・流通に携わる事業者、廃棄物処理を行う  
27 事業者、環境問題やごみ問題に取り組む団体・地域、そして市町・県などの多様な主体が、廃  
28 棄物に係る諸課題を「自分ごと」として捉え、適切な役割分担のもと、連携・協働して取組を  
29 進める。

### 31 (2) 参考指標

- 32 ・ 一般廃棄物の1人1日当たりごみ排出量
- 33 ・ 一般廃棄物の1人1日当たり最終処分量
- 34 ・ 産業廃棄物の最終処分量
- 35 ・ マイバッグ持参率（レジ袋辞退率）
- 36 ・ 定点観測による散在性ごみ個数
- 37 ・ 廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率
- 38 ・ 電子マニフェスト利用率

### 3 持続可能性を支える社会づくり、人育て

- ・ 県内各地で様々な主体により展開されている多様な環境学習活動を更に進展させ、より多くの人々の学びへとつなげるため、環境学習を進めるリーダーの育成や学習プログラムの整備、環境学習の場づくりや機会づくり等に引き続き取り組む。
- ・ あわせて、県民や事業者に環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルが定着するよう、さらに多くの人に様々な環境配慮行動への取組を促していくとともに、社会経済活動における環境負荷が低減されるよう、環境産業や関連技術の振興をより一層進める。
- ・ また、環境保全の基盤となる下水道や治山施設などの環境インフラの持続可能な運営・管理に向けた取組を進める。

#### 3-1 環境学習

##### (1) 施策の方向性

- ・ 環境学習によって気づきや学びを得た個人が主体的な行動を起こすとともに、行動を始めた人たちがつながって社会の課題を解決してくことで、持続可能な社会づくりが進展すること、いわば「人育て」と「社会づくり」の双方がかみ合った歯車のように連動して進むような取組を進める。
- ・ 地域で環境学習に取り組むNPOや、教員、行政職員等を対象として、環境学習の企画・実施能力を高める人材育成や経験豊かな地域の人材に環境学習への協力をいただける場づくりを進める。
- ・ 自然環境やごみ問題のみならず、エネルギー、消費、歴史、文化など、持続可能な社会づくりに関連するあらゆる分野を対象として、その地域ならではの環境学習、個人の学習度合いや年齢に応じた段階的な環境学習プログラムの収集や整備を図るとともに、エコツーリズムなどの他分野との連携等により、環境学習に取り組める場や機会の充実を図る。
- ・ 環境学習に関する情報を一元的に管理し、効率的な情報提供に努めるとともに、地域で環境学習を担う各主体の交流や連携のための仕組みづくりを進める。
- ・ 地域の特性を活かした多様な環境学習の機会の充実や取組の広がりを図るために、地域で環境学習を担う各主体の交流や連携のための仕組みづくりを進める。

##### (2) 参考指標

- ・ 環境学習関連施策で実施された学びを通じて実際に環境保全活動を実施した人の割合

#### 3-2 環境とのつながり・関わり

##### (1) 施策の方向性

- ・ 環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換に関する普及啓発を切れ目無く行い、取組の全体的な底上げを図る。
- ・ それぞれの主体に応じた取組メニューを実践意欲や継続意欲につながるようなかたちで効果的に情報提供を行い、環境配慮行動を広める。
- ・ エコツーリズムや福祉政策などの他分野との連携により、環境配慮行動につながる取組の多様化・充実を図るとともに、地産地消を進める。

- 1 ・ 食育や地産地消の取組等を通じて、環境こだわり農産物等の環境配慮商品に対する消費者の
- 2 理解を促すとともに、継続的な利用・購入に繋げる。
- 3 ・ 県民や事業者に対するグリーン購入の普及拡大を引き続き図るとともに、環境に配慮した製
- 4 品やサービスを提供する事業者の評価・選択に繋がる取組を進める。
- 5 ・ 本県の環境保全対策により培われた様々な環境関連技術の活用や製品・サービスの創出、ま
- 6 た、関連技術の開発や高度化を促進し、環境関連産業の振興を図る。

7

## 8 (2) 参考指標

- 9 ・ 一般廃棄物の1人1日当たり最終処分量（再掲）
- 10 ・ 産業廃棄物の最終処分量（再掲）
- 11 ・ 県内のエネルギー消費量
- 12 ・ おいしがうれしがキャンペーン参加店舗数
- 13 ・ びわこ環境ビジネスメッセの出展者数、商談件数

14

## 15 3-3 環境インフラ

### 16 (1) 施策の方向性

- 17 ・ 人口減少等社会経済状況の変化を踏まえた持続可能な下水道事業を目指し、防災・減災、老
- 18 朽化対策、効率的な経営などに取り組む。防災・減災対策では、地震対策、浸水対策に引き続
- 19 き取り組むとともに、不明水対策に取り組む。また、施設の老朽化対策では、ストックマネジ
- 20 メントによる今後の改築更新費の低減、平準化を図る。経営面では、経営戦略（中長期的な財
- 21 政・投資計画）を策定し、経営の計画性・透明性の一層の向上を図り、持続可能な経営を目指
- 22 す。
- 23 ・ 治山施設の見回り、点検、診断を着実に実施し、その結果に基づき、施設の補修や機能補強
- 24 化、更新などの必要な対策を適切な時期に着実に実施するとともに、これらの取組を通じて得
- 25 られた施設の状態や対策の履歴などの情報を、的確に記録していくことで、次期の効果的かつ
- 26 効率的な維持管理または更新につなげる「メンテナンスサイクル」の構築を図る。
- 27 ・ これらの施策を進めるに当たっては、気候変動による自然災害の増加の可能性についても念
- 28 頭に置く必要がある。

29

### 30 (2) 参考指標

- 31 ・ 下水道を利用できる県民の割合
- 32 ・ 県産材の素材生産量（再掲）

33

## 34 3-4 調査研究・技術開発

### 35 (1) 施策の方向性

- 36 ・ 琵琶湖環境にかかる課題の要因の多くは相互に関係し、複雑化・多様化しており、個別の課
- 37 題への対象療法な対策だけでなく、分野横断による総合的な解決を図ることが重要である。ま
- 38 た、研究成果を踏まえた科学的な根拠に基づく施策の立案が求められる。
- 39 ・ このことから、4つの行政部局と8つの試験研究機関が一堂に会した琵琶湖環境研究推進機

- 1 構の場等において、関係機関が連携して、課題解決に向けた研究を進める。
- 2 ・ 平成 29 年 4 月に琵琶湖環境科学研究センター内に設置されたところであり。国立環境研究所
- 3 琵琶湖分室と連携し、琵琶湖の課題解決に向けた研究を進める。
- 4 ・ 琵琶湖環境の保全や環境リスクに関連する最新の研究知見等を集積するとともに、必要に応
- 5 じて、県民に向けて発信する。
- 6 ・ 水環境や大気環境における課題の把握や環境リスクの低減に向け、継続的に環境を監視し、
- 7 状況を評価するとともに、その結果を県民に向けて適時、適切に発信する。

8

#### 9 4 国際的な協調と協力

##### 10 (1) 施策の方向性

- 11 ・ 琵琶湖では高度経済成長期以降、有害物質、有機物、栄養塩の流入により、著しい水質汚濁
- 12 に見舞われ、昭和 50 年代初めには淡水赤潮の発生を見るに至った。
- 13 ・ これに対し、厳しい排水基準の設定による工場排水対策、下水道の整備や石けん運動に代表
- 14 される県民自身の努力による生活排水対策、環境こだわり農業の推進などによる農業排水対策
- 15 など、さまざまな流入汚濁負荷削減対策に産学官民が一体となって取り組み、経済成長を妨げ
- 16 ることなく、水質を改善するという世界でもほとんど例を見ない成果を挙げてきた。
- 17 ・ こうした取組のプロセスを通じて産学官民に蓄積された技術、ノウハウに基づく、経済発展
- 18 と水環境保全を両立させる総合的な取組を滋賀県では「琵琶湖モデル」と呼んでいる。
- 19 ・ このような本県の湖沼環境保全の経験は、これまでから世界湖沼会議などを通じ、国際的な
- 20 発信を行ってきた。今後も経済発展が著しいアジア諸国を中心に発信するとともに、行政施策
- 21 や技術面などで積極的に協力する。
- 22 ・ また、世界湖沼会議や世界水フォーラム等への参画を通して、世界の湖沼保全に貢献する。



## 1 第4章 計画の円滑な推進

- 2 ○ 既に述べてきたように、環境課題の要因の多くは、相互に関係し、複雑化・多様化  
3 しており、課題の解決に当たっては、分野間の連携をより一層進めていかなければな  
4 らない。
- 5 ○ そのため、分野別計画等の実施に当たっては、第3章に示す施策の方向性のもと、  
6 具体的な施策・取組を総合的に推進し、それらの相乗効果を高めること、分野別計画  
7 の改定時には本計画の考え方を取り入れること、広く県民と課題や取り組む方向性を  
8 共有し、常に点検と評価を行い必要な改善を図ることが必要である。
- 9 ○ また、県民、事業者等の多様な主体が環境保全に向けた実践行動を進めていくこと  
10 が必要である。

### 12 1 各主体の役割・連携

- 13 ○ 本計画の目標の達成のためには、分野別計画等に基づき施策・取組を推進するとと  
14 もに、「環境優先の理念」のもとに、県民、NPO等の各種団体、事業者、県等の多様  
15 な主体が日常生活や事業活動と環境のつながりを理解し、適切な役割分担のもと、各  
16 主体が他人ごとではなく「自分ごと」として環境課題を捉え、環境に配慮した行動を  
17 実践し、環境保全に向けた取組を進めていくことが求められる。
- 18 ○ こうした各主体の取組を進める際には、新たな技術等も活用し、地域資源の魅力  
19 を高め、「守る」ことと「活かす」ことの好循環を産み出し、「環境」「社会」「経済」の  
20 統合的向上を目指していく。

#### 22 (1) 県民の役割

- 23 ・ 県民は、地域の環境を担う主体であり、「守る」ことと「活かす」ことの好循環  
24 を産み出す最も基本的な存在である。
- 25 ・ 県民一人ひとりが、現在のライフスタイルが環境にどのような負荷をかけている  
26 か考え、改善すべき点について、できるものから取り組んでいくことが求められる。
- 27 ・ NPO等の各種団体、事業者、行政等の各主体と連携・協力し、「びわ湖の日」の  
28 環境保全活動への参加やグリーン購入の実践のように、日々の暮らしにおける環境  
29 を「守る」取組に加え、琵琶湖と親しむ「ビワイチ」などの「活かす」取組により、  
30 地域環境の保全を一層図りつつ、地域の魅力を高めることが期待される。

#### 32 (2) 各種団体の役割

- 33 ・ 行政だけでは十分に対応できない地域の環境にかかる課題に対し、NPO等の各  
34 種団体には、自主的な環境保全活動等の取組に加えて、県民、事業者・行政等の各  
35 主体をつなぐ役割が期待される。

### 1 (3) 事業者の役割

- 2 ・ 事業者は、事業活動により様々な化学物質を取り扱うこともあり、多くの資源や  
3 エネルギーを消費することから、ほかの主体に比べて環境により大きな影響を与え  
4 ることがある。
- 5 ・ このことから、環境をはじめとする法令の遵守はもちろんのこと、取り扱う化学  
6 物質の適正な管理、省エネ設備の導入、グリーン購入等、環境への負荷の軽減に向  
7 けて積極的に取り組むことが求められる。
- 8 ・ 一方、地域資源や環境を「守る」と「活かす」ことの好循環を実現する上で  
9 も大きな存在として、事業者の持つ社会的影響力も活用し、各主体との連携が期待  
10 される。

### 12 (4) 県の役割

- 13 ・ 環境に関する各種の情報整理・提供、調査・研究、人材の育成・活用等、県民、  
14 NPO 等の各種団体、事業者等の各主体が積極的に環境保全に取り組むことができ  
15 るよう、各主体との連携・協力のもと第3章に掲げる施策を実施する。
- 16 ・ 施策の実施に当たっては、「守る」「活かす」取組が効果的なものとなるよう、調  
17 査研究や環境学習など「支える」取組を進めるとともに、県民のニーズを把握する  
18 とともに、市町との連携を推進するとともに、取組を支援する。

## 21 2 関係諸計画への反映

- 22 ○ 『持続可能な琵琶湖環境からの恵みを育み、活力あふれる循環共生型社会～「環境」  
23 「社会」「経済」の統合的向上に向けた健全な循環の構築～』を実現するためには、  
24 関係部局間で連携を図るなど、総合的な視野に立って、施策を講じることが必要であ  
25 る。
- 26 ○ 環境を基盤として社会、経済が成り立っていることから、環境関係の分野別計画の  
27 みならず、土地利用、産業振興、住宅、農林水産業、交通等の環境以外の分野の施策  
28 についても、「環境」「社会」「経済」の健全な循環を目指す本計画の考え方を踏まえ  
29 て実施することが求められる。

## 32 3 計画の進捗状況の点検および見直し

### 33 (1) 基本的な考え方

- 34 ・ 本計画は、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための  
35 計画、すなわち環境に係る各分野別計画等に施策の基本的方向性を付与するもの  
36 として位置づけられるものであり、琵琶湖の総合保全、地球温暖化対策、廃棄物対策

1 等の各分野における具体的な施策・取組は、それぞれの分野別計画において推進す  
2 る。

- 3 ・ 本計画においては、分野別計画ごとに設けた参考指標を総合的な観点から点検す  
4 るとともに、計画期間内においても、社会情勢や環境を取り巻く状況を踏まえ、必  
5 要に応じ、(4～5年を目安として)重点的な総括を行い、見直しを行う。
- 6 ・ 各施策・取組の実施状況等については、それぞれの分野別計画において進行管理  
7 するとともに、毎年度、滋賀県環境審議会に報告する。あわせて、「滋賀の環境」  
8 (環境白書)や県ホームページ等において掲載および公表する。

## 9 10 (2) 分野別計画等に基づく進捗状況の点検

- 11 ・ 分野別計画等において設定した参考指標をもとに、分野別計画等の進行管理にか  
12 かる評価を活用し、点検する。点検は以下の視点から行う。

### 13 ① それぞれの分野別計画等において定める目標に近づいているか

- 14 ・ 分野別計画等では、各施策の達成状況を示す指標を設けるとともに、可能な限  
15 り数値目標を掲げ、定期的に進捗状況进行评估する。
- 16 ・ この評価結果を活用するとともに、本計画で設定する分野ごとの参考指標等の  
17 状況を確認する。

### 18 ② 各施策が総合的に進められ、本計画の目標に近づいているか

- 19 ・ 分野別計画等の進捗を確認したうえで、第2章に示す施策展開の基本的な考え  
20 方に基づき、変化する状況を把握し、適切な判断のもとに効果的な施策が講じら  
21 れていることを確認する。
- 22 ・ なお、各施策が総合的に進められ、本計画の目標に近づいているかを評価する  
23 手法について、検討が求められる。

- 24 ・ 分野別計画に基づき実施した施策の状況および本計画の進捗状況の点検の結果は、  
25 毎年、環境白書や環境審議会を通じて報告・公表し、広く各主体からの意見や提言  
26 を求める。

## 27 28 (3) その他

- 29 ・ 毎年度、県において実施している満足度調査の結果等を、次年度以降の環境施策  
30 立案に活用する。